

平成24事業年度

業 務 実 績 報 告 書

独立行政法人海技教育機構

目 次

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに	・・・ 1
II 業務運営に関する報告	・・・ 2
1. 中期目標の期間	・・・ 2
2. 業務運営の効率化に関する事項	・・・ 2
3. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	・・・ 7
4. 財務内容の改善に関する事項	・・・ 27
5. その他業務運営に関する重要事項	・・・ 34

第2章 自主改善努力評価のための報告

・・・ 39

添付資料一覧

資料 1 : 人事交流実績	(平成 24 年度)
資料 2 : 教材等のアンケートの結果	(平成 24 年度)
資料 3 : 海技士国家試験合格実績	(平成 20 年度～平成 24 年度)
資料 4 : 各学校の資格取得に関する取組	(平成 24 年度)
資料 5 : 水先人国家試験合格実績	(平成 20 年度～平成 24 年度)
資料 6 : 各学校の資質教育に関する取組	(平成 24 年度)
資料 7 : 寮生活アンケートの結果	(平成 24 年度)
資料 8 : 保護者アンケートの結果	(平成 24 年度)
資料 9 : 海事関連企業への就職率	(平成 20 年度～平成 24 年度)
資料 10 : 就職に関する取組	(平成 24 年度)
資料 11 : 研修実績	(平成 20 年度～平成 24 年度)
資料 12 : 各学校の研修実績	(平成 24 年度)
資料 13 : 応募・入学状況	(平成 21 年度～平成 25 年度)
資料 14 : 各学校の募集活動に関する取組	(平成 24 年度)
資料 15 : 広報活動実績	(平成 24 年度)
資料 16 : 研究項目一覧	(平成 24 年度)
資料 17 : 研究発表一覧	(平成 24 年度)
資料 18 : 委員等派遣実績	(平成 24 年度)
資料 19 : 各学校の海事思想普及に関する取組	(平成 24 年度)
資料 20 : 体罰防止に関する提言	

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日及び平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人海技教育機構の平成24事業年度業務実績評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目
(年度計画における目標値) 大項目－中項目－小項目

① 年度計画における目標値設定の考え方

--

② 実績値及び取組み

--

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目
(年度計画) 大項目－中項目－小項目

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

児島清算室の廃止、教育管理業務の効率化により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処理するために設置した児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後速やかに廃止する。

また、教科書改訂作業等、各校教務事務の一部を本部へ移行することによる教育管理業務等の業務運営の効率化、アウトソーシングの活用等により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

独立行政法人の運営に関し、より合理化・効率化が求められている情勢の中で、適切な船員教育を維持するため、館山校の給食業務の外部委託化をはじめとしたより効率的な組織運営体制について検討を行う。

また、前年度に行った各データの電子化による業務運営の効率化の検討を踏まえ、グループウェア（ネットワークでの情報共有）を利用しての事務の簡素・合理化による業務運営の効率化を試行し、その結果を検証する。

① 年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人の運営に関し、より合理化・効率化が求められている情勢の中で、適切な船員教育を維持し、館山校の給食業務の外部委託化をはじめとしたより効率的な組織運営体制を確立するために設定した。

また、前年度に行った各データの電子化による業務運営の効率化の検討を踏まえ、グループウェア（ネットワークでの情報共有）を利用しての事務の簡素・合理化による業務運営の効率化を試行し、その結果を検証するため設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- (a) 効率的な組織運営体制
館山校の給食業務の外部委託化に伴い、入札による委託事業者の選定等を実施し、平成25年度から調理職員を1名縮減することにした。
- (b) 業務運営の効率化
グループウェア（ネットワークでの情報共有）を利用した、事務の簡素・合理化を11月から試行した。
海技大学校で導入しているグループウェアのアカウントを各学校ごとに割り振り、教材や教科書改訂情報等の共有化するファイル管理、全校への情報発信を行うための掲示板、学校行事等のスケジュール管理等の運用を開始した。
平成25年度からの本格運用に向けて、各学校の試行状況を調査するとともに、問題点の改善に向けた検討を行っている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

2 業務運営の効率化に関する事項

（2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、航海訓練を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関7校（商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校）及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。

また、組織の一層の活性化を図るために、海事関連行政機関等とも人事交流を積極的に推進する。

（中期計画）

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。

（年度計画における目標値）

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と中期目標期間中に50名以上の人事交流を実施することとし、平成24年度については、年度中の交流予定者数を10名以上として目標を設定した。

② 実績値及び取組み

国土交通省、航海訓練所及び広島商船高等専門学校と12名（受入6名、派遣6名）の人事交流を行った。
これらの人事交流によって、職員の行政事務能力の向上、受け入れた教員の最新の船舶に関する知識や技能の授業への反映、専用機器の取り扱い等を授業へ活用するなど、昨年同様教育の質の向上を図った。

【資料1 人事交流実績】

③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

過去5年間における人事交流実績

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
10名	16名	8名	16名	12名	72名

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 6 % 程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2 % 程度抑制することとする。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

① 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化等により、一般管理費及び業務経費の節減を図り、業務運営の効率化を図る。

② 一般管理費については、経費節減について、監事監査等のモニタリングにより、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を 6 % 程度抑制する。

また、業務経費について、船舶管理コンサルタントの活用等により、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を 2 % 程度抑制する。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

① 一般管理費について、本年度予算は、対前年度比 3 % を抑制する。

② 業務経費について、本年度予算は、対前年度比 1 % を抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費について、中期計画目標値を達成するため、期間中にそれぞれ 3 % 程度及び 1 % 程度の抑制を図ることを目標値とした。

② 実績値及び取組み

① 本年度予算における一般管理費を対平成 23 年度比 3 % (3,862 千円) 抑制した。

② 本年度予算における業務経費を対平成 23 年度比 1 % (3,508 千円) 抑制した。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- 2 業務運営の効率化に関する事項
(3) 業務運営の効率化の推進

(中期計画)

- 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 業務運営の効率化の推進

(年度計画)

- 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 業務運営の効率化の推進
- ③ 社会保険労務士に加え、税理士と顧問契約を締結し、業務をより効率的に実施する。
また、契約監視委員会による契約内容の継続的な見直し等により、引き続き契約の適正化に努める。
さらに、本年度に実施予定である校内練習船定期検査等において、これまでに経費抑制に効果的であった船舶管理業務については、船舶管理コンサルタントに代え、海技教育機構（以下「機構」という。）職員等が行うことにより、一層の経費抑制を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

社会保険労務士及び税理士と顧問契約を締結することにより業務をより効率的に実施することを目標として設定した。

また、契約監視委員会による契約内容の継続的な見直し等により、引き続き契約の適正化を行うことや、校内練習船定期検査等において、船舶管理業務については、船舶管理コンサルタントに代え機構職員等が行うことにより、一層の経費抑制を行うことを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③ 顧問契約等

(a) 社会保険労務士及び税理士との顧問契約

社会保険労務士に加え、税理士と顧問契約を締結し、各案件に費やしていた時間及び業務を軽減することができた。

○社会保険労務士を活用した案件

- ・改正された高年齢者雇用安定法への対応
- ・教員の宿日直における変形労働時間についての対応

○税理士を活用した案件

- ・財務管理における税の取り扱い
- ・消費税申告

(b) 契約の適正化

契約監視委員会において一者応札及び随意契約について検証を行い、専門性・特殊性が高く応札者が少数であると見込まれる契約については、公告期間を延長することで、より多くの入札業者を確保するなど、契約の適正化に努めた。

また、物品購入等に係る仕様についても、契約監視委員会からの指摘により条件を緩和した結果、平成 23 年度は一者応札であった実習機器（万能工作機）購入において複数の応札があり、適正化が図られた。

(c) 機構職員による船舶管理業務の実施

平成 24 年度は、機構が保有する校内練習船 8 隻中 3 隻の定期検査及び 1 隻の中間検査を実施したが、船舶管理業務を機構職員が行うことで、コンサルタント料 912 千円を抑制することができた。

また、船舶の検査に伴う修繕工事の代金についても、当初の見積額 62,600 千円より 5,980 千円安価の、56,620 千円で工事を行うことができた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。

また、「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 2 項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成 16 年法律第 31 号) 第 8 条第 2 項の規定による同条第 1 項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当っては、国際条約の改正等に的確に対応するとともに、船員教育・訓練機関及び海運業界と連携して、海運業界に必要な船員像の明確化及びニーズの一層の精査を行った上で、国の政策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直すものとする。

① 海技資格の取得を図るための教育 (以下「資格教育」という。)

イ 船員養成事業については、海技課程本科 (以下「本科」という。) 及び海技課程専修科 (以下「専修科」という。) の期首の入学定員を 350 名とし、近い将来、船員の不足が深刻化するとの認識を踏まえて、海運業界の需要を見極めた上で、中期目標期間中に入学定員を見直し、期末までに新たな養成規模で教育を実施する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

本科及び専修科の資格教育については、本年度の入学定員を 350 名とする。

また、期中においては、海運業界の船員の需要を見極めた上で、入学定員を見直し、その養成規模で教育を実施する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

本科及び専修科の資格教育については、本年度の入学定員を 350 名とする。

今後の入学定員について、海運業界の船員の需要を見極めた上で、その見直しを国と検討し、方針を決定する。

① 年度計画における目標設定の考え方

海技課程の入学定員は350名とした。

今後の入学定員については、海運業界の船員の需要を見極めた上で、その見直しを国と検討し、方針を決定することを目標とした。

② 実績値及び取組み

① 資格教育

イ 入学定員

本科及び専修科の入学定員は350名とした。

今後の入学定員については、業界との意見交換会等において、内航船員不足により養成数の見直しが求められているところであるが、景気の動向を踏まえ、現状の定員350名を維持し、実入学者数で調整していくこととした。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成24年度入学実績

	定員	入学者
本科	120名	148名
専修科	230名	243名
計	350名	391名

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

ロ 海技課程の本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練の導入を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、即戦力化を図る。

また、海運業界が求める船内供食、栄養・衛生管理に関する教育をより充実させること等により、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所との作業部会に海運業界等外部メンバーを加え、航海訓練所の内航用練習船を活用した船員教育訓練プログラムについて試行し、教育内容の改善を図る。

また、船内供食等に関する教育について、平成23年度に実施した教本の見直し等教育内容の改善の結果を検証する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所及び海運業界等と連携し、航海訓練所の内航用練習船を活用した船員教育訓練プログラムの試行並びに教育内容の改善に取り組むことを目標とした。

また、船内供食等に関する教育について、教本の見直し等、教育内容の改善結果を検証することを目標とした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ロ 即戦力化

(a) 航海訓練所との連携

航海訓練所との作業部会に3名の外部委員を招聘し、内航船員養成教育訓練プログラムの試行・検証に関する意見交換を行い、機構の教育内容の改善を図るため、次のような取り組みを行った。

・教科書の改訂

航海訓練所の練習船大成丸を訪船し、甲板機械や航海計器の写真を撮影、実践をイメージさせるよう撮影した写真を使い教科書を改訂した。

また、内航海運会社や業界団体の協力により提供いただいた、セメント船や内航タンカーの荷役設備の説明図や写真、荷役マニュアル等の詳しい説明を新たに組み入れて、教科書を改訂した。

・視聴覚教材の作成

機構職員が練習船に3回乗船し、訓練風景を撮影、13編の視聴覚教材を作成した。

(b) 船内調理教育内容の改善結果の検証

平成23年度に実施した教本の見直し等教育内容の改善結果の検証のため、アンケートを実施したところ、86.6%の生徒・学生から「説明が分かりやすい」との回答を得た。

また、調理の方法だけではなく、栄養バランスの重要性を教えることによって生活習慣病など疾病予防につながる食育に取り組んだ。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年度に改訂を行った5冊の教科書及び平成24年度中に作成した5編の視聴覚教材の使い勝手等について、各学校にアンケート調査を実施し検証を行ったところ、教科書で記述内容が充実した、視聴覚教材によって練習船訓練のイメージが掴める、といった回答が多く、その効果を確認することができた。

【資料2 教材等のアンケートの結果】

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

ハ 国際条約で求めている海技資格の取得については、補講、模擬試験、個別指導等の実施により、教育効果を高め、海技従事者国家試験の合格率の維持・向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科においては75%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の目標値を達成するため、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、海技士国家試験の合格率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上として設定した。

② 実績値及び取り組み

ハ 合格率

資格教育については、補講や個別指導等下記の取り組みにより、目標値の達成を目指して指導を行った。

専修科は目標値を上回ったものの、本科及び海上技術コースでは目標値を下回った。

○ 合格実績

	目標値	実績値
本科	75%	65.8%
専修科	90%	92.0%
海上技術コース	90%	75.0%

- ・ 本科：四級海技士(航海及び機関両方の合格)
- ・ 専修科：四級海技士(航海及び機関両方の合格)

- ・ 海上技術コース：三級海技士(航海若しくは機関の合格)

○ 各学校における取組

模擬試験の実施や教材・問題集等の活用といった全校で共通している取り組みの他、学校毎にそれぞれ次のような取り組みを行った。

- ・ 口述試験対策の実施
- ・ 本科校における補講等の実施
- ・ 上級海技試験対策の実施
- ・ 教材の工夫
- ・ 受験前の対策
- ・ 学習意欲の向上

【資料3 海技士国家試験合格実績】

【資料4 各学校の資格取得に関する取組】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

目標値を下回ったことについては、乗船実習科進学者が増え、個別の指導が行き渡らず学力や表現力など期待した実力の養成が十分でなかったこと、口述試験の出題傾向の変化に対応できなかったことが主な要因だとの分析を行った。

来年度の目標達成に向け、今後は、中長期的視点で学力向上や聴く力・表現力の向上に取り組むとともに、問題集の精選等や見直しを行う等、指導方法を工夫することにより目標値の達成に努めることとした。

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 海技士コースの合格実績

三級海技士(航海)	50% (2/ 4人)
三級海技士(機関)	80% (4/ 5人)
四級海技士(航海)	85% (17/20人)
四級海技士(機関)	100% (10/10人)
五級海技士(航海)	80% (4/ 5人)
五級海技士(機関)	100% (2/ 2人)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ② 船舶運航実務課程の講習等については、実施する講習が、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体を見直す。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、実施する講習が真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体の見直しを行う。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、前年度に設置した運航実務コース見直しの作業部会の検討結果を踏まえて講習の統廃合を行う。また、業界ニーズ、受講者数の傾向等を踏まえ、引き続き講習全体の見直しを行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

運航実務コース見直しの作業部会の検討結果を踏まえて講習の統廃合を行うとともに、業界ニーズ、受講者数の傾向等を踏まえ、引き続き講習全体の見直しを行うこととした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

② 実務教育（運航実務コースの見直し）

海技士資格取得以外の講習等については、運航実務コース見直しの作業部会の検討結果を踏まえ、133コースから70コースに整理した。

また、ユーザーモニター会議などを開催し、業界のニーズ調査を実施したところ、ECDIS、BRM及びERMのSTCW条約に関連する講習のニーズが多くあったことを受け、平成25年度より1回の受講者定員を9名から12名に増員する体制整備を行った。

なお、今後も業界ニーズ、受講者の増減などを注視しながら引き続き見直しを行うこととしている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

③ 船舶運航実務課程の水先人教育については、水先人の安定確保に資するため、その教育を的確に実施するとともに、関係者と連携して、これまでの教育実績・成果を検証し、教育の質の向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先人の安定確保に資するため、平成19年度に船舶運航実務課程に設置した水先コースについて、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証・分析を行い、教育に反映させ、その質の向上を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと

るべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先コースについては、関係者と情報を共有する等連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証結果を踏まえ、今後の教育への反映、その質の向上を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

関係者との連携強化と教育の実施、受講者の能力の検証結果の教育への反映及び質の向上を図ることとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③ 水先人教育

水先コースについては、水先実務者会議、水先人養成会議、各水先区のタグ研修事前説明等に参加し、意見交換を行うなど関係者との連携強化に努めた。

また、これまでの実績・成果から以下の取組によって今後の教育へ反映させるなど教育の質の向上を図った。

- ・360度方式のシミュレータの導入（水先教育訓練棟の竣工）による、より実践的な訓練の実施
- ・シミュレーションシナリオの見直しによる充実化
- ・国家試験対策模擬試験の継続的な実施
- ・三級修業生の英語力の強化

【資料5 水先人国家試験合格実績】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 水先人国家試験の合格実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一級水先人	87.5% (7/8)	90% (9/10)	71.4% (5/7)
三級水先人	100% (5/5)	100% (5/5)	100% (9/9)

(合格者数/受験者数)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ④ 船員及び将来の海技者としての意識を高めるため、統率力、協調性、柔軟性などの資質の涵養の強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深め、統率力、協調性、柔軟性等の資質の涵養を目的とし、生活指導を一層充実・強化する。

また、本科においては、保護者会の定期的開催及び連携強化により、生活指導の充実を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活を通じて集団生活の理解を深めるとともに、寮生活アンケート及び保護者アンケートを引き続き実施し、効果を検証する。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科の教育の特色の一つである寮生活を通しての指導、アンケートによる効果の検証、また保護者との連携を強化して生活指導を充実させるための目標を設定した。

② 実績値及び取組

④ 資質教育

(a) 寮生活を通じての集団生活の理解

入学時の説明や朝礼等の機会を捉え、寮生活が船員としての資質の涵養に繋がるものであることを理解させるとともに、学校毎に生活習慣の指導や委員会活動、精神面のケア等の取り組みを行うことによって、集団生活への理解を深めることに努めた。

【資料6 各学校の資質教育に関する取組】

(b) 寮生活及び保護者アンケートの実施及び効果の検証

平成23年度に引き続き、寮生活アンケートを、本科及び専修科の全寮生を対象として、また、保護者アンケートを、本科の保護者会に参加した保護者を対象として実施した。寮生活アンケートでは、「寮生活が将来役に立つ」との回答が、80%以上に達するなど、資質教育における寮生活の効果の高さが伺える結果となった。

また、「規則正しい生活をするようになった」と回答する生徒・学生が、平成23年度と比較して約10%上昇しており、学校毎に「生活習慣」向上の方策を講じた効果が得られた。

保護者アンケートでは、資質教育に関連する問いに対し、保護者の満足度が高いことが伺える結果となった。

(c) 保護者会の開催及び保護者との連携

本科各学校では、最低3回(最大7回)の保護者会を実施することで、保護者に機構及び学校の教育方針を理解してもらうよう努めた。

また、学校毎に下記の取り組みを通して保護者との意思の疎通を図り連携を強化して生活指導の充実を図った。

- ・〔小樽校〕乗船実習についての理解を深めるため、保護者会開催時に航海訓練所職員による乗船実習の説明を行った。
- ・〔館山校〕海校祭(学校祭)において保護者会によるバザー出店があった。
- ・〔館山校〕夏期休業期間を利用し、保護者を生徒寮に宿泊する機会を設け、模擬授業

- を体験していただくマリンセミナーを開講した。
- ・〔唐津校〕見学を兼ねて、接岸中の練習船で乗船実習説明会を行った。

【資料7 寮生活アンケートの結果】

【資料8 保護者アンケートの結果】

③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑤ 海事関連企業への就職については、企業訪問等の求職活動や就職指導を強化することにより、就職率を維持・向上するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑤ 就職率

企業訪問等の求職活動や就職指導の強化、また、乗船体験（インターンシップ）の活用によるミスマッチの回避等により、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑤ 就職率

早期からの活動の開始、企業訪問先の新規開拓等求職活動の拡大や就職指導の強化、また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験（インターンシップ）を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

様々な求職活動や就職指導を通して、中期計画の目標値を達成するための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

⑤ 就職率

平成24年度当初からの就職希望状況調査や会社訪問等求職活動の開始及び下記に掲げる取り組みにより、海事関連企業への就職率は、例年につづき、目標率を上回る実績を上げることができた。

○ 就職実績

	目標値	実績値
本科	75%	96.1%
専修科	90%	98.7%
海上技術コース	90%	100%

○ 全体的な取り組み

- ・ 就職説明会への参加
- ・ 職員による会社訪問
- ・ 海運会社、海事関係団体等との就職に関する懇談会
- ・ 求人依頼文書発送
- ・ 業界紙への広告
- ・ 内航船乗船体験

○ 学校毎の取り組み

- ・ 就職情報の提供
- ・ 生徒・学生による会社訪問及び乗船体験等の参加
- ・ 就職意識の涵養及び向上
- ・ ミスマッチ防止対策の実施
- ・ 就職試験対策の実施
- ・ その他就職指導

【資料9 海事関連企業への就職率】

【資料10 就職に関する取組】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑥ 海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるために、海運業界や船員教育・訓練機関等と期間中に50回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を強化するとともに、条約の改正に対応する講習(ECDIS、ERM等)を強化する等、把握したニーズを教育に反映させ、その質を向上させる。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと

るべき措置

(1) 海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、引き続き海運業界や船員教育・訓練機関等と10回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を図る。

また、国土交通省の船員（海技者）の確保・育成に関する検討会の検討結果を踏まえ、海運業界をはじめとした関係者との連携をより強化し、教育の質の向上に努める。

海上技術コース（専攻）の入学時期については、海運業界のニーズに応え、4月に変更する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

海運業界のニーズを的確に把握し、効果的な海技教育を実施するための目標を設定した。

② 実績値及び取組

⑥ 海運業界のニーズへの対応

(a) 意見交換会等の実施

海運業界のニーズを的確に把握し、効果的な海技教育を実施するため、海運業界や船員教育・訓練機関等と49回の意見交換会を開催した。

意見交換会等をとおして得られたニーズや要望は講習の充実や授業へのフィードバックなどにより機構の教育に反映するよう努めた。

(b) 海運業界等の関係者との連携強化による教育の質の向上

内航総連傘下の5団体や日本船主協会、タグ事業協会等の海事関係団体へ延べ12回訪問し、機構の教育内容等を説明を行った。

海運会社等からは、工具の名称やロープワークといった基本的な知識・技能の強化を図った実習等に関する要望を受けるなど、業界団体との連携を強化した。

得られた情報は学校へフィードバックし授業や就職指導に役立てるなど教育の質の向上に努めた。

また、海技者セミナー（神戸、福岡、東京、仙台、静岡）へ機構職員を派遣し、機会があるごとに各海事関係団体の事務局と求人情報等の情報交換を実施した。

(c) 海上技術コース（専攻）の入学時期変更

海上技術コース（専攻）の入学時期については、これまで7月入学としていたが、海運業界のニーズに応え、平成24年度から入学時期を4月に変更した。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、職務別及び職階別の研修計画を策定し、船舶乗船等の研修、適正な運営に必要な知識・技能を習得する研修を実施する。

なお、各研修修了者が各校にて、講師として研修を行う（二次研修）等の取組を強化し、期間中に外部研修を含め延べ 200 名程度の教員、事務員等に研修を受講させることとする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、本年度中に延べ 40 名以上の職員に対し、内航乗船研修、技術研修、職階別の研修等を実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を修得するため、研修を実施し、中期計画の目標を達成するための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能の修得、教員の指導能力向上を図るため、延べ90名の教員に対して、内航乗船研修、技術研修、職階別の研修等を実施した。

また、機構の適正な運営に必要な知識・技能を習得させるため、期間中に延べ11名の事務員に対して、職階別研修を実施、あるいは外部研修（公文書管理研修、行政スキル基礎研修、企業会計基礎研修、ホームページ研修等）に参加させた。

新規採用教員については、各学校と本部で行う研修を整理して実施するとともに、効率的かつ確実な育成を図り、安定的な教育体制の維持に資することを目的として、育成指針を作成し、本部及び各学校で実施する研修に活用している。

さらに、各学校では、学内において教育の質の向上のための研修を中心にした研修を延べ42回、学外で教育業務の維持に有用な資格取得のための研修を中心にした研修を延べ32回実施している。

【資料11 研修実績】

【資料12 各学校の研修実績】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成25年1月に発生した体罰事案について、事案発生後、体罰を行った教員に対して、生徒・学生指導の改善に関する研修を実施した。

平成 25 年 6 月までに、全教員を対象とした生徒・学生指導に関する研修を行うこととしている。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 受験・入学のための広報活動を外部機関との連携により充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 広報活動等
地域との連携の強化、地方運輸局等への協力依頼等、広報活動における外部機関との連携を充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 広報活動等
体験入学や学校訪問など、有効な活動を精選して、重点的にそれらの募集活動を実施する。
また、練習船の寄港や海フェスタ等のイベントにおいて、外部機関と連携した応募者の増加につながる効果的な広報活動を行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

応募者の増加に繋がる効果的な広報活動を実施するための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

⑧ 広報活動等

入学者に実施したアンケートにおいて、募集活動の内、体験入学や学校訪問などが有効であるとの結果から、これらの募集活動を重点的に実施した。

また、本専科校及び専修科校で連携した学校訪問を実施するなど、効率的な募集活動に努めた。

その他精力的に広報活動を展開した結果、平成25年度入学試験において、平成24年度より174名増加して、1,047名（本科337名、専修科710名）の応募者があった。

なお、入学者は387名（本科139名、専修科248名）であった。

・外部と連携した広報活動

地方自治体広報誌へ生徒・学生募集案内の掲載を依頼する際、各地方運輸局海事振興部と連携することにより、掲載率の向上を図った。

また、運輸振興協会と連携し、募集グッズを作成、練習船の寄港時や海フェスタ等のイベント、オープンキャンパス等の機会に配布することで、より効果的な広報活動に努めた。

〔作成したグッズ 内訳〕

- ・シャープペン 540本
- ・クリアファイル 1,488枚
- ・イベント用椅子カバー 40枚

【資料 13 応募・入学状況】

【資料 14 各学校の募集活動に関する取組】

【資料 15 広報活動実績】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 応募者数及び応募倍率

	定員	応募者数	応募倍率
本科	120名	337名	2.81倍
専修科	230名	710名	3.09倍
計	350名	1,047名	2.99倍

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に50件程度の研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、国際条約の改正等に対応した重点的

な研究並びに海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(2) 研究の実施

研究の実施に当っては、海技教育、船舶の運航の分野に係る教育科目及び授業内容に関する組織的に計画した10件以上の研究を行い、その成果を教育に反映する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

海技教育を効果的・効率的に行うための研究を行い、その結果を教育に反映させるための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

研究管理委員会の審査を経て組織的に計画した、海技教育及び船舶運航に関する研究を18件(うち、新規研究9件)実施した。

研究成果については、学会での発表、学会誌へ掲載することで随時教育への反映に努めている。

【教育へ反映した研究】

- ・「海上交通安全法に関する一考察」

来島海峡航路における海上交通安全法の問題点を分析、抽出を行うことにより安全教育に役立てた。

- ・「操船者の立場から見たAISの活用のフォローアップ検証」

より良いAISの利用形態を追求し、受講生に対し同システムの習熟を図った。

【資料16 研究項目一覧】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見及び船舶運航に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に当っては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

研究成果については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を公表し、教育・研究成果の普及を図る。

海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣する。

また、海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

- ① 10件程度の研究発表等を行う(うち、5件以上は国内外での学会発表とする。)
- ② 国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図る。
- ③ 海事思想の普及については、関係行政機関等と連携・協調して、一般市民を対象とする各校の校内練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

今年度は、海フェスタへ参加することにより海事思想の普及に努める。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ① 研究成果の普及
教育・研究成果の普及を図るため、論文発表又は学会発表等の回数を10件程度と行うとともに、研究報告書を作成するものとして設定した。
- ② 研修員の受入れ及び委員の派遣
海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図るため、研修員の受入れ及び委員の派遣を行うものとして目標を設定した。
- ③ 海事思想の普及
海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催するものとして目標を設定した。

② 実績値及び取組み

- ① 研究成果の普及
研究成果については、次のとおり論文発表及び学会発表を行い、「海技大学校研究報告」として研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果を公表し、教育・研究成果の普及を図った。
○国内での学会発表(6件)
 - ・査読付学会論文発表: 4件
 - ・国内学会講演発表: 2件

- 国外での学会発表（2件）
 - ・国際学会講演発表： 2件

- その他
 - ・海技大学校研究報告等発表：10件

またその他、テレビ番組の解説依頼及び地方運輸局等の講習会において講師を務めるなど、研究成果の普及に努めた。

【資料17 研究発表一覧】

② 研修員の受入れ及び委員の派遣

(a) 研修員の受入れ

9月から3か月間、国際協力事業団(JICA)の依頼により3名の研修生(フィリピン)を受入れ、機関教授法についての研修を行った。

また、海技大学校において、海上保安行政(教育)研修の一環として、11月にフィリピンコーストガード(PCG)のメンバー5名の見学を受入れ、学校施設等の案内を行った。

その他、小樽校においては、東京海洋大学から1名の教育実習生を受入れ、教育実習を行った。

(b) 学会等の関係委員会へ委員の派遣

関係団体(財団法人海技振興センター)の依頼「次世代海技者の技能及び資質の教育に関する調査」を受け、オランダ王国及びデンマーク王国に職員を派遣させ、現地の船員教育事情を調査した。

海洋政策研究財団、公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会等、11団体に延べ45名を派遣することにより、知識・技能の活用を促した。

なお、平成24年度は政府機関から当機構への海外派遣要請はなかった。

【資料18 委員等派遣実績】

③ 海事思想の普及

(a) 保有資産を活用した海事思想の普及

マリンフェスタ等において行政機関等と連携・協調して、一般市民を対象とする体験航海を各学校で実施するほか、市町村や地域自治体主催のカッターレース等の行事で運営役員を務めるなどにより広く海事思想の普及に努めた。

また、保有する教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とした公開講座を開催し、海事思想の普及に努めた。

- ・校内練習船等による体験航海：29回
- ・公開講座等：6回

【資料19 各学校の海事思想普及に関する取組】

(b) 海フェスタへの参加による海事思想の普及

広島県尾道市で開催された「海フェスタおのみち」の期間中(7/14~29)に機構の広報ブースを出展した。

土日祝日には本部及び最寄りの波方校並びに海技大学校から職員を派遣し、一般市民を対象に海技教育(機構)の説明を行った。

また、本科・専修科のプロモーションDVDの上映及び各学校のリーフレット等を配布し、機構及び学校のPR、海事思想の普及に努めた。

(c) ホームページを活用した海事思想の普及

平成24年度の本部及び各学校のホームページへの訪問者数は、376,217件（対平成23年度比107.5%）でした。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直しなどによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制の定期的な見直し等によりモニタリング機能を強化するとともに、スクールレビューを活用して全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制については、内部評価委員会を実施するとともに監事監査及びスクールレビューを見直し、本部職員による各校に対する内部監査を充実させることにより自己点検の強化を図る。全職員に対しては、その取組等の周知徹底を図るとともに、スクールレビュー時の理事長等と全職員の懇談の機会をして、職員の意見を聴取することにより、全職員の内部統制活動への参加意識を高める。

① 年度計画における目標設定の考え方

自己点検の強化及び全職員の内部統制活動への参加意識の向上等、内部統制の充実・強化を図ることを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し

理事長のリーダーシップの下、内部統制の充実・強化に次のとおり取組を行った。

・体罰事案への対応

平成25年1月、清水海上技術短期大学校において、教員が学生に頭突きを行い、怪我を負わせる事案が発生した。

これをもとに全8校について調査した結果、清水校校長、教頭及び体罰行為を行った2名の教員に対して懲戒処分及び訓告等を行った。

体罰については、平成13年独法発足時に根絶に向けた通達をしているところであり、内部統制がとれていなかったことは誠に遺憾であった。

本件発生以後、直ちに、改めて体罰禁止について全教職員に指導徹底を図るとともに、体罰を行った教員に対し生徒・学生指導の改善に関する研修を実施した。

また、3月に設置した外部有識者を委員とする体罰防止対策検討会により出された「体罰を防止し、適切な指導を行うための提言」に対して、機構としての取り組みをまとめることとしている。

さらに、25年6月までに、教員全員へ生徒・学生指導にかかる意識改革を図るための研修を実施することとした。

【資料20 体罰防止に関する提言】

- ・ 監事監査及びスクールレビューの見直し

平成23年度に、内部統制の強化を目的として監事監査とスクールレビューの関係を見直し、平成24年度からお互いのフォローアップを行うことにより、各学校に対する内部監査を充実させ、自己点検の強化を図った。

- ・ 内部監査における監査員の増員

会計内部監査実施細則の規程に基づき、平成24年度は以下の4校の内部監査を実施しました。平成23年度まで会計課員1名で監査を行っていたところ、平成24年度は2名で実施することにより、自己点検の強化を図った。

口之津校 2月4日

清水校 2月8日

海技大学校 2月25日

波方校 3月1日

- ・ 全職員の内部統制活動への参加意識の向上

校長会議など学校の幹部が集まる機会を捉えて内部統制の取組等の周知を行った。また、スクールレビューなどの本部から幹部が各学校に赴く機会を捉え、幹部と職員が意見交換を行う機会を活用して職員の内部統制活動への参加意識を高めるよう図った。

- ・ リスクの把握及び対応

自然災害発生時の対応や事件・事故発生時の対応等を含め、事件・事件事例を機構全体で共有し、再発防止対策及び危機管理の改善・徹底等を図る目的から、役員（理事）を委員長・副委員長とする安全管理・危機管理委員会を平成24年10月及び平成25年3月に開催した。

委員会では、機構内で生徒・学生が起こした問題行動の事例について説明するとともに、今後の対応や連絡・報告体制について検討を行い、改めて再発防止対策及び危機管理の改善・徹底を図った。

また、リスク対応及び事業継続についても検討を行い、機構及び各学校の地震等災害ごとのリスクを把握するとともに、「危機管理・安全管理マニュアル」との関連を整理した上で事業継続計画（BCP）案を作成した。事業継続計画の確定後、これを基にして各学校ごとの事業継続計画の作成を指示する予定としている。

- ・ 内部評価委員会の実施

平成25年1月に発生した体罰事案に対応するため、3月に予定していた内部評価委員会は平成25年度当初に実施することとした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した情報の電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

グループウェアを利用した、本部と各学校の情報の電子化、共有化について試行し、セキュリティ上の問題と業務運営の効率化について検証を行う。また、セキュリティ対策全般について、点検・見直しを行い、セキュリティ対策の向上を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

情報の共有化の電子化、共有化の試行及び検証、セキュリティ対策の向上を図ることを目標に設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し

グループウェアを利用した本部と各学校の情報の電子化、共有化について11月から試行を開始した。

試行では、セキュリティ上の問題はなかったものの、業務運営の効率化について十分な検証結果を得られなかったことから、試行運用での問題点の洗い出し及び改善の検討を開始した。(再掲)

・情報セキュリティ対策について

情報セキュリティ管理の基本方針を定めるべく、本部においてワーキンググループを立ち上げ、管理規程の制定を含めセキュリティ対策全般の検討を開始し、セキュリティ対策の向上を図った。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

自己収入について、本科及び専修科にあつては、授業料を段階的に引き上げることにより、自己収入を拡大するものとする。また、船舶運航実務課程にあつては、講習の実施にかかる経費と講習料との関係を踏まえて、上記「3. (1) ②」に記載するとおり、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げなどにより受益者負担を確実に求めるものとする。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

(中期計画)

3 予算

(1) 自己収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大する。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求める。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

(年度計画)

3 予算

(1) 自己収入の確保

① 授業料の段階的引き上げ

本年度の本科及び専修科の入学者の授業料については、月額 8,000 円に引き上げる。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、船員（海技者）の確保・育成に関する検討会の検討結果及び機構内の作業部会の結果を踏まえて、受講料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を確実に求めていく。併せて、国及び関係団体等との連携により、事業全体についても、受益者負担のあり方について引き続き検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

本科及び専修科の授業料の段階的な引き上げとともに、船舶運航実務課程においては、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を求めていくことを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 授業料の段階的引き上げ

海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料について、激変緩和を図りつつ段階的な引き上げ計画に基づき、平成24年度入学生から月額7,000円を8,000円に引き上げた。

なお、当該引き上げによる増収は7,920千円になった。

② 適正な受益者負担の検討

受益者負担の検討については、平成22年12月7日閣議決定において海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料の引き上げとともに海運業界等からの負担の拡大等、受益者負担の更なる拡大の計画を指摘されており、その実施計画の策定については、政策評価・独立行政法人評価委員会から平成23年度中において策定すべきと指摘されたところであった。

この指摘を受け、「受益者負担の拡大を図るための実施計画」を策定し、海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料の段階的引き上げとともに、海技大学が行う運航実務課程については、受益者である海運会社に雇用された船員に対する再教育コース料金の引き上げを行うこととした。

引き上げ額については、ユーザーへ説明を行い、理解を求めながら、授業1時間当たりのコストとして平成25年度には物件費相当額（8,000円）を、平成26年度以降は人件費相当額（5,200円）を反映した額に、激変緩和を図りつつ段階的に引き上げることとしている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算

(2) 予算

(3) 平成23年度～平成27年度収支計画

(4) 平成23年度～平成27年度資金計画

(年度計画)

3 予算

(2) 平成 24 年度予算(人件費の見積りを含む。)

(3) 平成 24 年度収支計画

(4) 平成 24 年度資金計画

(実績値)

1 予算計画

区 別	中期計画 予算金額 (百万円)	平成 24 年度計画	
		予算計画 金額 (百万円)	実績値 金額 (百万円)
収入			
運営費交付金	12,085	2,482	2,357
施設整備費補助金	842	0	0
受託収入	139	28	35
業務収入	1,034	198	222
計	14,101	2,708	2,614
支出			
業務経費	1,834	370	378
施設整備費	842	0	0
受託経費	139	28	33
一般管理費	1,059	215	209
人件費	10,226	2,095	1,842
計	14,101	2,708	2,462
	[人件費の見積り] 期間中総額 7,801 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の見積り] 年度中総 1,569 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費] 年度中総額 1,354 百万円を支出した。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

区 別	中期計画 収支計画 金額（百万円）	平成 24 年度計画	
		収支計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
費用の部	13,789	2,814	2,519
経常費用	13,789	2,814	2,519
業務費	8,828	1,802	1,731
受託経費	139	28	32
一般管理費	4,291	878	597
減価償却費	531	106	159
収益の部	13,789	2,814	2,520
経常収益	13,789	2,814	2,520
運営費交付金収益	12,085	2,482	2,166
受託収入	139	28	35
業務収入	1,034	198	223
資産見返負債戻入	531	106	96
純利益	0	0	1
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	1

3 資金計画

区 別	中期計画 資金計画 金額（百万円）	平成 24 年度計画	
		資金計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
資金支出	14,101	2,708	2,567
業務活動による支出	13,258	2,708	2,536
投資活動による支出	842	0	31
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	14,101	2,708	2,848
業務活動による収入	13,258	2,708	2,842
運営費交付金による収入	12,085	2,482	2,357
受託収入	139	28	36
業務収入	1,034	198	449
投資活動による収入	842	0	6
施設整備費補助金による収入	842	0	6

① 年度計画における目標値設定の考え方

1. 予算計画
運営費交付金の算定ルール(財務省方針)に従い算定した。
2. 収支計画
業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費である。
資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額である。
3. 資金計画
業務活動による支出には、前中期の最終年度における処理である国庫納付金額を含む。
投資活動による支出は、固定資産取得にかかる費用である。

② 実績値及び取組み

—

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

—

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- 4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

- 4 短期借入金の限度額
予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

(年度計画における目標値)

- 4 短期借入金の限度額
予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費2か月分を想定した。

② 実績値及び取組み

平成24年度において、短期借入金は発生していない。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

(年度計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

① 年度計画における目標設定の考え方

—

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成 24 年度における海技大学校児島分校の廃止に伴う同校の財産の処分については、次のとおり。

- ・生垣剪定、廃棄物処分
- ・除草作業実施
- ・アスベスト目視調査

土地、建物及び工作物の処分については、財務局及び岡山県等の関係省庁等と協議を行った結果、侵入防止柵の設置や石碑移設等の対応を行った上で、平成25年度中に国庫納付することとしている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

(年度計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育基盤の整備充実を図るため、剰余金の使途について設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成24年度中の利益剰余金は主に自己収入で取得した資産の減価償却費相当額として取り崩すため、年度計画の使用目的には該当しない。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
教育施設整備費		
清水校総合実習棟建築工事	112	独立行政法人海技教育 機構施設整備費補助金
波方校学生寮耐震及び学生寮等建築工事	645	
小樽校外壁屋上改修工事	85	

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

なし

① 年度計画における目標設定の考え方

—

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

—

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

① 年度計画における目標設定の考え方

保有資産の必要性等の点検を行い、保有の必要性の検証を行うため目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構の保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を機構の規定等に基づき実査するとともに、利用状況の調査を実施した結果、当機構が保有する土地建物はすべて教育目的のものであり、その目的に沿って有効に活用していることから必要ないとして認められる事案はなかった。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

(年度計画における目標値)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

① 年度計画における目標値設定の考え方

国家公務員の給与削減に関する取組を準用し、中期計画中の人件費を前中期期間の最終年度予算額を基準として5%以上削減する目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(3) 人事に関する計画

国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づき、給与減額支給措置として役職及び俸給に応じて俸給月額に役職員に適用される所定の割合(9.77%, 7.77%及び4.77%)を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用している。

その内容については、機構ホームページにて、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する「役員の報酬等」及び「役員の報酬等及び職員の給与水準」を公表している。

また、人件費については、前年度総人件費改革対象人件費を基準として1%の削減に取り組み、平成24年度の削減率は14%となり着実に目標を達成している。

なお、当機構は、国家公務員の給与体系を常に把握し、改正の必要があれば直ちに対応できる体制をとっているため、ラスパイレス指数においては、100を越えることはない。

平成24年度における当機構の給与水準を示すラスパイレス指数は94.4となっている。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- 5 その他業務運営に関する重要事項
なし

(中期計画)

- 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途
第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用及び東日本大震災の影響により第1期中期目標期間において費用化できず第2期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用等に充当する。

(年度計画における目標値)

- 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途
第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

第1期中期目標期間中からの繰越積立金を、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用として充当するよう設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得した資産の減価償却費であり、平成24年度の繰越額は2,505,391円となっている。
このうち、540,492円を有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

また、独立行政法人制度の見直しに伴う必要な措置について、国及び航海訓練所と検討を行い、適切に対応する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

国の政策や海運業界のニーズに対応し適切な養成規模、体制で運営するための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 今後の教育体制等について

業界との意見交換会等において、内航船員不足により養成数の見直しが求められているところであるが、景気の動向を踏まえ、現状の定員350名を維持し、実入学者で調整していくこととしている。(再掲)

② 独立行政法人制度の見直しに伴う必要な措置について

航海訓練所との統合に向け、ワーキンググループを立ち上げ新法人における企画・経営機能の強化、新課程制度の検討を行っていたが、平成25年1月24日閣議決定において、当機構と航海訓練所の統合が当面凍結されたことを受け、今後の対応については、国及び航海訓練所と調整を行いながら適切に対応することとした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第2章 自主改善努力評価のための報告

○ 機構教員の育成指針

学校における教育の質の維持・向上を図るため、新採教員の業務への円滑な導入や習熟に至るまでの支援等に関する育成指針を作成した。

育成指針では、育成に対する基本方針として、次のように定めている。

① 学校と本部による分担・連携した研修の実施及び研修の内容

(本部研修)

- ・着任前の予備的な知識に関する事項
- ・全校に共通する事項
- ・経験年数に応じた定期的な研修に関する事項
 - 採用約1か月前：予習テキスト・就業規則の送付
 - 採用約1か月後：ファースト・ステップ研修
 - 採用2～3年目：セカンド・ステップ研修
 - 採用5～10年目：ミドル・ステップ研修

(校内研修)

- ・学校の施設・指導方針等に係る固有の事項
- ・着任時に最低限必要な事項（概ね予習テキスト・就業規則の範囲）
- ・教科指導技術、舟艇運航業務等、継続して実地の指導が必要な事項
 - 着任時：着任時研修
 - 採用後1年以内：教育業務研修

② 採用直後の過度の緊張・負担による職務に対する意欲が損なわれないような配慮

例：初年度は、できる限り授業の準備や指導方法の研究のための時間を確保できるようにし、特段の事情がない限り、担任や登録関係事務手続、校内練習船の先任船長・機関長など、教員としての一定の経験や知識が必要な業務、負担の大きい業務をさせない。

③ 育成に係る配慮

例：課長併任となるまでに、教務課と指導課・学生課の業務をまんべんなく経験させる。

本人の能力や経験に合わせて業務を適切に分担させ、個々の業務について、その目的、要領、注意点を明確に指示し、進捗状況を適宜確認するとともに、必要に応じて助言、支援を行い結果を評価する。